

## 堺町公園屋台村 追加出店者募集要項

令和6年4月1日  
北九州市

- ◆受付期間 令和6年4月1日（月）～令和6年8月30日（金）  
（ただし、土・日・祝日を除きます。）  
郵便の場合は、令和6年8月30日（金）必着です。
- ◆受付時間 8時30分～17時15分（12時～13時は除きます。）
- ◆受付場所 〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市役所本庁舎7階  
産業経済局 サービス産業政策課

※ 市役所本庁舎には無料駐車場はありませんので、公共交通機関又は有料駐車場をご利用ください。

### 1 堺町公園屋台村について

堺町公園屋台村（以下「屋台村」という。）は、夜間の繁華街における安全・安心のまちづくりの進展や周辺エリアのにぎわいづくりを目的として令和4年4月22日に開始しました。（北九州市後援）

今回、屋台村に空き区画が生じたため、追加出店者（以下「出店者」という。）を募集します。

### 2 募集出店数

若干数（6頁の平面図に示す出店可能範囲の区画です。）。

### 3 出店要件の概要

応募者は、法令を遵守し、公共用地である公園内で事業を行うことについて十分に認識・理解したうえで、次の事項を踏まえて応募資料を作成してください。なお、この募集要項及び「堺町公園における夜間の飲食屋台等出店事業実施に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）をよく読み、各事項を理解した上、必ず現地を確認し、現状を承知した上で応募してください。

- ① 出店場所 福岡県北九州市小倉北区堺町一丁目7番 堺町公園
- ② 管理・運営 「堺町公園屋台村実行委員会」で管理運営  
（出店者で構成。出店する場合は加入していただきます）
- ③ 出店形態 キッチンカー、組立式屋台等（以下「屋台等」という。）で食品を調理し、利用客に提供できる形態のもの（常時移動できる形態）。
- ④ 出店面積 1台あたり最大20m<sup>2</sup>
- ⑤ 出店業種 飲食業

- ⑥ 出店日 月曜から土曜（日曜日は定休日とする。）  
ただし雨天等により屋台村実行委員会が休業を決定した日を除く。
- ⑦ 出店日数 1ヶ月あたり6日以上  
※日数は応相談。  
※ただし、複数事業者において出店希望日が重複し、出店が可能な店舗数の上限を超えた場合、屋台村実行委員会内で個別日程ごとに出店者を決定する。この場合、原則、1ヶ月の出店日数の多い事業者から優先して出店を決定するものとする。
- ⑧ 営業時間 18時から26時の間  
※ただし各店舗の営業時間は、実行委員会内で協議すること。
- ⑨ 出店期間 原則、応募月の翌々月から。更新は最長で令和7年4月まで。
- ⑩ 共用設備の共同管理  
出店日は毎回、下記を屋台村実行委員会と共同して行うこと。  
(1) のぼり、テーブル、椅子等の設置及び撤去を毎日行うこと  
(2) 公園内トイレの清掃を行うこと  
(3) 撤収の際は、出店スペース及びその近辺を清掃すること
- ⑪ 公園占用料等関連（実行委員会へ支払い）  
下記（1）（2）の費用については、出店の決定後、毎月月末までに翌月分を屋台村実行委員会に支払うこと。なお、この費用の納入がない場合は出店ができないものとする。
- （1）公園占用料  
【参考】占有面積  $20 \text{ m}^2 \times 170 \text{ 円/m}^2 \times 0.5$ （後援による減免） = **1,700円(1日あたり)**  
1ヶ月あたりの公園占用料の計算方法（1店舗が20日間出店した場合）  
占有面積  $20 \text{ m}^2 \times 170 \text{ 円/m}^2 \times 20 \text{ 日} \times 0.5$ （後援による減免） = 34,000円  
※占用料（170円/m<sup>2</sup>）は、「北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例」別表第1に規定する金額であり、条例改正により変更する場合がある。  
※雨天等により屋台村が休業となった場合も公園占用料は返還できません。
- （2）屋台村実行委員会が定める雑費（共益費相当分）
- （3）電源設備使用料 実費負担（事後精算）  
ア 公園内の電源設備の利用可。原則、1店舗あたり15A。  
イ 電気使用料は事後精算。合計金額を出店者で按分する。
- ⑫ 廃棄物の処理と給排水  
(1) 夜間の営業終了後、出店者の責任で速やかにゴミを搬出し、公園内の清掃を行うこと  
(2) 出店者の責任で汚水等は持ち帰ること。  
(3) 従業員の公園内トイレの利用可。ただし事業で発生した汚水を排水するなど、トイレの用途以外の利用は厳禁とする。

## 4 募集の内容

### （1）応募資格

- ① ガイドラインに掲げる事業の目的を理解し、ガイドラインの内容を遵守できる者であること

と（単なる営利目的での出店でないこと）。

- ② 法人又は個人であること。個人は、応募した日（後述の出店希望届を提出した日）において年齢満18歳以上であること（未成年者にあつては、屋台等の営業について成年者と同一の行為能力を有していること）。
- ③ 原則、応募月の翌々月からの出店が可能であること（各種許可等の手続きを終えていること）。ただし、上記日からの出店が難しい場合はその理由を記載した理由書（任意様式）を提出すること。
- ④ 市税の滞納がないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）でないこと。
- ⑥ 法人の場合にあつては、その役員のうち暴力団員がいないこと。
- ⑦ 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用しないこと。
- ⑧ 自らの事業活動について暴力団員により支配を受けているものと認められないこと。

## （2）募集の手順及びスケジュール

### ① 募集等のスケジュール

手続き内容	日時等
募集期間	令和6年8月30日（金）まで ただし、必要店舗数に達した場合、募集を終了する。
応募者面接	原則、応募書類を提出した月の翌月に面接を実施する。 （日時については、応募者へ別途連絡する。）
営業開始日	原則、面接月の翌月から営業開始。 （開始日については、応募者へ書面で通知する。）

## （3）応募手続き

### ① 提出書類

ア 堺町公園における夜間の飲食屋台等出店事業出店希望届（様式1）

イ 堺町公園における夜間の飲食屋台等出店事業計画書（様式2）

ウ 法人役員並びに従事者一覧表（様式3）

従事する全ての者を漏れなく記載してください。追加、変更等が生じた場合は、別途届出が必要となります。

エ 実際に出店予定のキッチンカーや屋台のサイズ（面積）などがわかる写真、図面などの書類

オ 顔写真付きの身分証明書の写し（例：運転免許証、マイナンバーカード等）（※1）

カ 納税証明書又は非課税証明書の写し若しくは市税の滞納がないことが分かるもの（※1）

キ 生産物賠償責任保険（PL保険）に加入していることがわかる書類（保険証書等）（※2）

※1 個人の場合は本人分。法人の場合は代表者分を提出すること。

※2 保険に加入している場合のみ提出

## ② 提出方法

提出書類をそろえて、郵送又は持参で以下まで提出してください。それ以外の方法（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けません。

### 【応募書類の提出先】

宛 先：北九州市産業経済局 サービス産業政策課

住 所：〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号

## ③ 受付期間

ア 令和6年4月1日（月）から同年8月30日（金）まで（ただし、期間中の土、日、祝日を除きます。）。ただし、応募店舗数が必要数に達した場合、募集を終了することがあります。

イ 持参して提出する場合の受付時間は、8時30分から17時15分までです（12時から13時は除きます。）。なお、受付期限は、令和6年8月30日（金）17時15分までとなります。

ウ 郵送で提出する場合は、令和6年8月30日（金）必着となります。

## ④ 応募に関する留意事項

### ア 重複応募の禁止

重複応募の場合は、すべて失格とします（抽選等による当選確率を上げるため知人等と協議し別名義で応募するなどの行為は、重複応募とみなします）。

### イ 虚偽の記載をした場合の取扱い

提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。なお、出店者に決定された後に虚偽の記載が判明した場合は、決定を取り消します。

### ウ 提出書類の取扱い

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

### エ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出してください。

### オ 費用負担

証明書の発行手数料や提出書類のコピー代など応募に関して必要な費用は、応募者の負担とします。

## 5 出店者の決定

### (1) 事前審査

提出書類に基づき、書類審査及び面接審査を行います。

#### ① 書類審査

ア 提出書類の不備や記載もれの有無を確認します。提出書類に不備や記載もれがある場合は、当課から応募者に対し期限を定めて書類の追加提出や補正を求めることがあります。なお、応募者が指定する期限までに補正等に応じない場合は、失格とします。

イ 提出書類の内容から応募資格や出店要件を満たしているかどうかを確認します。応募資格や出店要件を満たさない場合は、失格となります。

## ② 面接審査

ア 書類審査の後、面接審査を行います。面接審査は、応募者が個人の場合にあつては本人、法人の場合にあつては代表者が対象となります（提出書類で身分証明書の写しに記載されている方）。

イ 面接日時等、詳細は追ってご連絡します。災害その他やむを得ない理由を除き、指定する日時までに集合しない場合は、失格とします。

ウ 提出書類の内容に基づき面接を行い、応募資格や出店要件を満たしているかどうかを確認します。応募資格や出店要件を満たさない場合は、失格となります。

## (2) 出店者の決定

事前審査を通過した応募者の中から出店者を決定します。

### ① 決定方法

ア 事前審査を通過した応募者の数が必要数以下の場合は、当該応募者全員を出店候補者とします。ただし、既出店店舗及び近隣店舗と同一の品目を主な取り扱い品目として提供する店舗は出店できません。（事業計画書に記載された「主な取扱品目の具体的品目」で判断します。）。

イ 事前審査を通過した応募者の数が必要数を超える場合は、当該応募者の中から、1ヶ月の出店日数の多い順に出店候補者を決定します。ただし、既出店店舗及び近隣店舗と同一の品目を主な取り扱い品目として提供する店舗は出店できません。（事業計画書に記載された「主な取扱品目の具体的品目」で判断します。）。

#### 既出店店舗等の主な取扱品目の具体的品目：

焼鳥、たこ焼き、ホルモン焼き、牛すじ煮込み、メロンパン、焼串、オムライス、イカ焼き、もつ煮込みちゃんぽん、ラーメン

## ② 出店候補者の決定・辞退

ア 当課から出店候補者に対して決定通知を送付します。

イ 出店候補者が決定通知後に出店を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出してください。

## 6 その他

### (1) その他遵守事項や禁止事項等

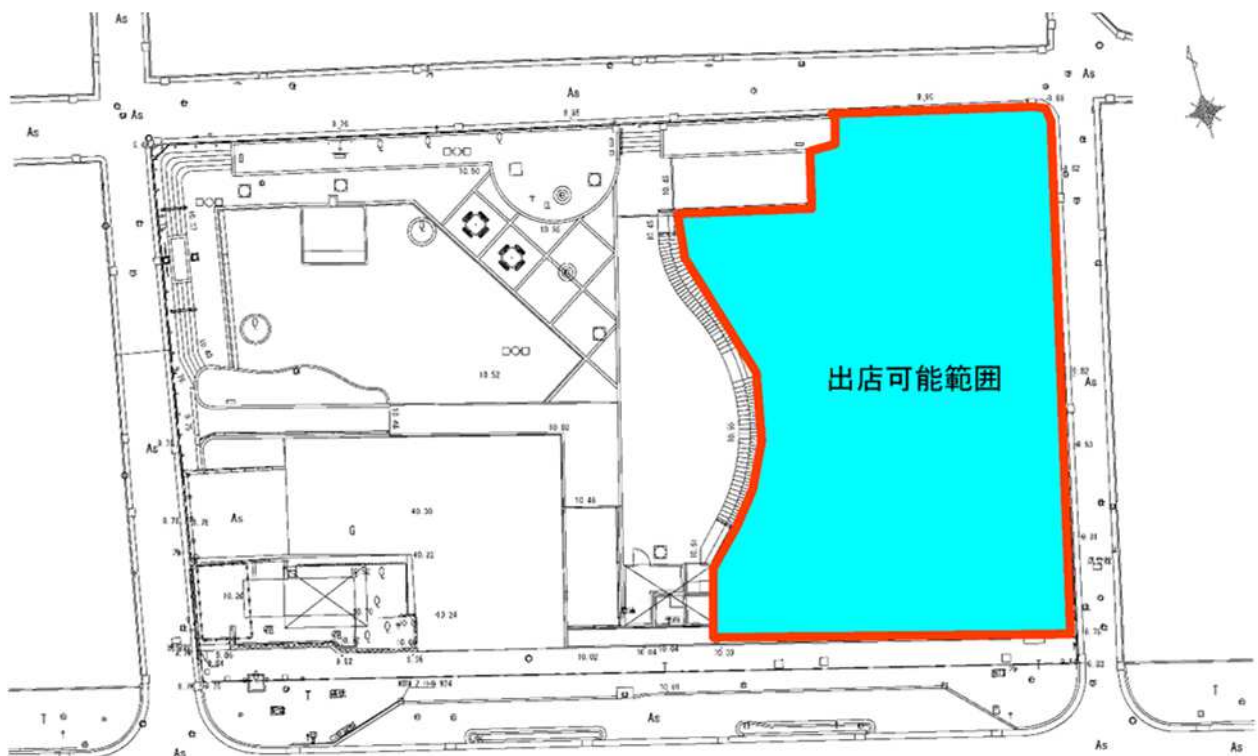
- ① 出店者は、相互に良好な関係を築き、協力して本事業を実施すること。
- ② 街のにぎわいづくりなどガイドラインの目的実現に資するよう市の施策に協力すること。
- ③ 都市公園法や食品衛生法をはじめ本事業の実施に関係する法令等を遵守すること。
- ④ 公園の構造を保全し、通行の危険を防止し、又は円滑な通行を確保するよう努めること。
- ⑤ 夜間の照明、騒音や衛生管理など地域住民の生活環境に十分配慮すること。

- ⑥ 出店は、公園占用許可を受けた者自らが直接営業することを要し、他の者に行わせてはならない（営業従事者がいる場合はその全員について事前に届け出ること）。また、本事業における後援承諾及び公園占用許可に関する権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- ⑦ 公園占用等許可に係る区画（以下「占用場所」という。）において、許可された行為以外の行為は行わないこと。
- ⑧ 占用場所では、占用時間にあつては、屋台等以外の車両などを設置しないこと。また、占用時間以外の時間にあつては何も設置しないこと。
- ⑨ 占用場所以外の場所には、共用品として認められているものを除き、設置しないこと。
- ⑩ 料金は、利用客の見やすい場所に明示すること。当日の原材料の価格によって料金を変更する品目にあつては当日の料金を、複数の料金体系がある品目にあつては、それぞれの料金を明示すること。
- ⑪ 事業実施にあたりトラブルや事故等が発生した時は、出店者の責任で対応すること。出店者が対応しない場合は、その時点で公園占用許可を取り消す。
- ⑫ 食品衛生法上の営業許可条件をはじめ、各種許可等に付された条件を遵守すること。

## （２） 許可の取消等

当該要項及びガイドラインの内容を遵守できない場合は、許可を取り消したり、許可更新手続きを承認しないことがあるので、ご注意ください。

### 【参考】 堺町公園平面図



#### 【お申込み・お問い合わせ先】

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市 産業経済局 サービス産業政策課  
連絡先：093-582-2050  
担当者：事柴、田口